

№ : 7020 / BYT - MT

子供に対する COVID-19 対策に伴う隔離措置について

ハノイ、2021年8月25日

各省庁・政府機関

各省・中央直轄市の人民委員会 御中

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の全国的な感染拡大を受け、多くの子供は COVID-19 に感染したこと又は COVID-19 患者と濃厚接触したことで隔離、経過観察、治療を受けなければならない。一方、ベトナムに入国する子供が COVID-19 対策に伴う隔離措置の適用対象者となっている。子供が隔離、経過観察、治療を受ける間に安全で便利な生活条件を整えるため、保健省は子供に対する COVID-19 対策に伴う隔離措置の一部内容を案内する、詳細は下記のとおり。

1. 親・保護者は、子供と共に隔離措置の実施を自ら希望することを約束し、COVID-19 対策を十分に実施した上で、子供の世話をするため子供と共に COVID-19 患者の収容施設・医療施設(以下、「医療施設」を言う)又は集中隔離施設に同行すること、又は隔離措置を行う自宅・居住地(以下、「自宅隔離」)に同居することを可能とする。

親・保護者が子供の世話をするために同行又は同居することができない場合、地方自治体は子供の世話をする者を手配すること、医療施設・集中隔離施設の職員、又は子供の世話をするための知識・スキルを持っており、子供法第102/2016/QH13号第63条2項に規定する条件を充足する志願者を指定することとし、子供のストレスと不安を最小限に抑えるため、子供が家族及び親戚と定期的に連絡を取り合えるようにする。

2. COVID-19 患者との濃厚接触歴を有する16歳未満のベトナム人の子供について

COVID-19 感染の疑いがある者との最終接触日から14日間の自宅隔離と次の14日間の経過観察を行う。自宅隔離に関する規定に従って子供と親・保護者の検体採取、検査を行う。陽性判明の場合、規定に沿って対処する。

3. 親・保護者と共にベトナムに入国する18歳未満の外国人子供と在外ベトナム人の子供について
ア COVID-19 ワクチン接種を十分量接種した又は治癒した子供と親・保護者について

・子供と親・保護者は下記の条件を満たした場合、2021年8月4日付保健省公文第6288/BYT-MT号の規定に従って、入国日からの7日間の集中隔離措置と次の7日間の自宅での経過観察を行うこととする。

・検査を実施した国の管轄機関が発行した出国前72時間以内に実施した RT-PCR/RT-LAMP 検査による陰性証明書を有し、COVID-19 ワクチン接種を十分量接種するとともに(最後の用量の接種が入国の少なくとも14日から12か月以内)、予防接種証明書を有すること、又は COVID-19 に感染して治癒したこと(入国の6か月以内の RT-PCR 検査による陽性証明書及び治療を受けた国が発行した治癒証明書又は治癒を確認できる同等の文書を有する)。

イ COVID-19 ワクチン接種を受けていない、又は十分量接種していない子供

・親・保護者が2021年8月4日付保健省公文第6288/BYT-MT号に規定する条件を十分に満たす場合、子供と親・保護者は入国日から7日間の集中隔離措置、次の7日間の自宅隔離及び入国日から28日目までは経過観察を行う。入国日から1日目、7日目と14日目に子供と親・保護者の検体採取と検査を行う。陽性判明の場合、規定に沿って対処する。

・親・保護者が COVID-19 ワクチン接種を受けていない、又は十分量接種していない場合、子供は親・保護者と共に入国日から14日間の集中隔離措置と次の14日間の自宅での経過観察を行う。入国日から1日目、7日目と14日目に子供と親・保護者の検体採取と検査を行う。陽性判明の場合、規定に沿って対処する。

4. ベトナムに滞在している親・保護者を有し、ベトナムに入国する18歳未満の外国人子供と在外ベトナム人子供

子供は親・保護者と共に自宅・居住地で入国日から14日間の隔離措置を行う。子供の入国日から1日目と14日目に子供と親・保護者の検体採取と検査を行う。陽性判明の場合、規定に沿って対処する。

5. 子供が隔離、経過観察、治療のために医療施設に移送される場合、親・保護者は子供の世話をするために同医療施設に入所することを可能とし、COVID-19 に感染するリスクに関する説明を受けた後、子供の世話をするために自ら入所を希望することの誓約書に署名し、医療施設内の COVID-19 対策を厳格に遵守しなければならない。

6. 自宅隔離措置は2021年7月14日付保健省公文第5599/BYT-MT号の規定に沿って行われる。自宅又は居住地が自宅隔離に必要な条件を満たさない場合、又は子供が自宅・居住地を有しない場合、地方自治体は子供にとって適切な隔離施設を手配する責任を負う。

7. 集中隔離施設は入所中の子供を監視し、安全確保を支援し、子供の権利に関する問題が発生する場合、子供を保護する権限を有する個人・機関(公安当局、各レベルの労働・傷病兵社会問題局、村レベルの人民委員会)又は子供保護全国共通ダイヤル「111」に迅速に連絡する責任を負う。集中隔離

施設は、生活用水の十分な供給、安全衛生、十分な栄養摂取を確保し、暴力・性的虐待から子供を守り、管轄機関のガイドラインに従って入所中の子供のメンタルケアを行わなければならない。

本公文は15歳未満の子供に対する隔離措置の案内に関する2021年2月7日付保健省公文第897/BYT-MT 号を代替するものとし、保健省は各省庁と省レベル人民委員会に対し、本公文に規定する内容の実施を指示し、集中隔離期間満了者の管理、監察、隔離、引き渡し、移送、受け入れを厳格に行い、交差感染と市中感染を発生させないように要請する。

保健次官

ドー・スアン・トウイエン